

平成26年度第3回川崎市子ども・子育て会議教育・保育検討部会 議事録

日時：平成26年8月6日（木）18時30分から

場所：高津市民館 第1会議室

■出席者

委員	公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長	伊藤 夏夫 氏
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会 会長	奥村 尚三 氏
	公益社団法人 川崎市医師会 副会長	片岡 正 氏
(部会長)	青山学院女子短期大学 教授	岸井 慶子 氏
	NPO 法人 グローイン・グランマ 代表	関 和子 氏
	川崎市地域療育センター準備室(社福 同愛会) 地域支援部長	地村 明子 氏
	田園調布学園大学みらいこども園 園長	長南 康子 氏
	株式会社 ぶどうの木 代表取締役	堀 晴久 氏
事務局	子育て施策部長	北 篤彦
	子育て施策部担当課長(子ども・子育て支援新制度準備担当)	相澤 太
	子育て施策部こども企画課担当課長〔子育て推進〕	大野 明子
	保育事業推進部保育課長	田中 眞一
	保育事業推進部保育課担当課長〔民間保育園指導調整〕	須藤 聖一
傍聴者		2名

■配布資料

議事次第

席次表

川崎市子ども・子育て会議条例

川崎市子ども・子育て会議 教育・保育検討部会委員名簿

川崎市子ども・子育て会議 教育・保育検討部会事務局名簿

資料1 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み(検討状況)

参考資料1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(検討状況)

【7月24日教育・保育検討部会提出資料】

参考資料2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(検討状況)

【8月5日子ども・子育て支援検討部会提出資料】

資料2 ・子ども・子育て支援新制度における民間保育所への公定価格等の取扱いについて
(P1～2)

・子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の公定価格等の考え方について
(P3～4)

・新制度における利用者負担の設定(P5)

・保育量の見直し状況(P6)

- ・子ども・子育て支援新制度における幼稚園への公定価格等の取扱いについて（P 7）
- ・子ども・子育て支援新制度における認定こども園への公定価格等の取扱いについて（P 8）

資料3 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例のパブリックコメント結果（案）
 参考資料3 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「保育の必要性の認定及び利用調整の基準（案）」に対するパブリックコメント実施の中間報告について

■議事

（開会にあたり、事務局（相澤課長）より、9名中8名の委員の出席を得ており、定足数を満たしているため、会議が成立する旨の報告がなされた。）

【議題】

1 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（検討状況）

【岸井部会長】 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（検討状況）についてご報告
 いただき。事務局からご説明いただきたい。

（最初に事務局より、資料1、2の全体の構成について説明された。続いて、事務局より、資料1に基づき、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（検討状況）についての説明がなされた。）

【岸井部会長】 資料1について、委員の方のご意見を伺いたい。

【地村委員】 保育所における一時預かりの補正について、通常保育を利用している就労世帯の利用希望分を調整したうえでの見込みということだが。

【事務局】 補正の意味合いとしては、通常の保育所利用者も一時預かりを利用したいという希望があるとされているが、既に保育所を利用している人は一般向けの一時預かりを利用することはないだろうということでこの数字を除いている。ニーズ調査に数の重複があったので、現状に合わせて補正した。

【岸井部会長】 ニーズ調査の結果の数の重複を除くと半分になった、との認識である。

【片岡委員】 病児・病後児保育の量の見込みで、各区7か所で頭打ちだが、全区で整備された翌年以降で、まだ需要の多い場所に増やす予定はないのか。

【事務局】 本計画は5年間の計画だが、平成29年度に一度見直す機会がある。その時点での需要を見ながら、計画を見直していく。

【関委員】 延長保育で、19時から20時までの利用人数のなかに、夜間保育所の利用人数は入っているか。

【事務局】 通っている保育所の特定まではできないので、夜間保育所の人数が入っているかどうかはわからない。

【岸井部会長】 ニーズ調査の限界ということで理解した。

【堀委員】 幼稚園の一時預かりの見込みが減少している。幼稚園に子どもを通わせて働いている保護者の割合は増えると思うが、それも含めた量の見込みということか。

【事務局】 その見込みを含んでこの数字である。

- 【伊藤委員】 私の幼稚園では園児 250 人のうち時間を延長して預かっているのがだいたい 15~6 人。そのうちマンスリーで預かっている方は確か 7~8 人。ただしこれはフルタイムの数字であり、短時間就労の一時預かりはかなりの数があると思う。
- 【事務局】 これについても、現状の実態を把握しながら平成 29 年度に、見込みの修正を含めた見直しを行うので、現行ではこの数字でいきたい。
- 【奥村委員】 幼稚園の一時預かりの料金設定については、園に任せられるのか、それとも市の平均値的なものがあるのか。
- 【事務局】 預かり料については、各幼稚園で設定している料金となっている。
- 【伊藤委員】 参考までに、私の幼稚園の預かり料は 3 時間 500 円である。
- 【岸井部会長】 いずれにしても幼稚園での一時預かりの総量としては減るということか。
- 【伊藤委員】 認定こども園ではなく、幼稚園に通わせて就労している方はどのくらいいるのか。ただ、幼稚園も朝 7 時半から夜 7 時半まで、早朝保育と延長保育を行うところもある。そういった園が増えたときに、一時預かりの数がどうなるのか。減らないかもしれない。
- 【事務局】 これは幼稚園の数字であって、幼稚園からこども園へ移行する園もある。こども園の数字は見込んでいない。
- 【岸井部会長】 幼稚園として残るであろう幼稚園において、預かられるであろう利用数ということか。
- 【事務局】 はい。それに子どもの数の減少も合わせた見込みになっている。
- 【岸井部会長】 かなり不確定要素が多い数字ではある。
- 【事務局】 はい。平成 25 年度の実績をもとに人口の推計で出している数字である。また、この一時預かりの数字には、就労だけではなく通院などスポット的な預かりの件数も含まれている。
- 【地村委員】 延長保育の実績値がないが、18 時から 19 時までと 19 時から 20 時までの実利用人数はそれぞれどのくらいか把握されているか。
- 【事務局】 延長保育の数値は、総体としては押さえているが、18 時から 19 時までと 19 時から 20 時までの区分はわからない。
- 【地村委員】 現状から増えるだろうという予想だけで設定されているということか。
- 【事務局】 少し古いデータだが、平成 25 年 3 月の実績では、1 時間延長は 3,264 人、2 時間延長は 4,353 人という数字がある。ただ、18 時から 19 時、19 時から 20 時という区分ではない。
- 【地村委員】 19 時から 20 時の割合が 3%、こんなに少ないのかと意外だったので伺ってみた。実際に 2 時間延長保育が 4,353 人だと、この数字でいいのか。
- 【事務局】 これらはニーズ調査の結果をもとに積算した結果である。
- 【奥村委員】 ニーズ調査の誤差が出ているということか。
- 【岸井部会長】 これについては、もう一度ご検討いただいて根拠がはっきりされればいいのか。
- 【事務局】 延長保育については、1 時間延長、2 時間延長を合算した数字として捉えていただきたい。平成 27 年度分も合算すると 7,793 人で平成 25 年度実績からも増えており、毎年伸びる傾向にある。内訳としては、2 時間延長としても実際には 1 時間で帰るという場合もあり、実態としてはまだつかめていない。
- 【岸井部会長】 1 時間延長と 2 時間延長と分ける意味は何か。

【奥村委員】 19時までと20時までとで、料金設定が違う。

【岸井部会長】 そういう意味があるのか。では、20時までの預かりが3%という割合についてはご検討いただくということによろしいか。

2 公定価格を踏まえた運営費及び利用者負担の考え方

【岸井部会長】 公定価格を踏まえた運営費及び利用者負担の市としての考え方ということで、事務局からご説明いただきたい。

(まず、事務局より、公定価格を踏まえた運営費及び利用者負担の考え方の前提に関する説明がなされ、続いて事務局より、資料2のP1、P2に基づき、子ども・子育て支援新制度における民間保育所への公定価格等の取扱いについての説明がなされた。その後、事務局より、資料2のP3、P4に基づき、子ども・子育て新制度における地域型保育事業への公定価格等の考え方についての説明がなされた。また、資料2のP5、P6に基づき、新制度における利用者負担の設定についての説明がなされた。さらに、事務局から、資料2のP7、P8に基づき、子ども・子育て支援新制度における幼稚園及び認定こども園の公定価格等の取扱いについての説明がなされた。なお、途中の傍聴人の入場に伴い、事務局より、傍聴についての許可を委員に求めたところ、傍聴が認められた。)

【岸井部会長】 公定価格については、ほとんどが検討中ということで決定ではないということによろしいか。

【事務局】 全体的にはそのようになっている。国が質の改善を打ち出しているので、基本的には、一園あたりの運営費については、国の公定価格と市負担分の合計として現状の運営費用より下回らないように上乘せしていきたいと考えている。

【岸井部会長】 基本的には、現状の費用を下回らないということであり、それは保育所と幼稚園とで同じと受け止めてよいか。

【事務局】 幼稚園も同じと考えている。

・子ども・子育て支援新制度における民間保育所への公定価格等の取扱いについて

【岸井部会長】 議題のボリュームが大きいので、細かいところの議論ではなく、基本的な市の方針についての意見を頂戴したい。まず、資料2のP1に関する意見のある方はお願いしたい。

【堀委員】 質の確保について、3歳児の配置の改善がみられると、2割ぐらい運営費が増える。この費用は市が被るということによいのか。

【事務局】 細かい部分は詰めていないが、予算の上乗せはしていく必要があると考えている。平成29年度から消費税10%後の予算編成の公定価格が示され、それまでは各年度で予算編成が示される。消費税10%時のもので示されてきているものもあるが、それを基にすると市の負担が増えることもあり、国が決まらなると市でも決められないという状況もある。

【岸井部会長】 国の方針がどうあれ、市独自の方針は決められるはずではないか。市として

の考え方というのではないのか。

【事務局】 平成 27 年度は、平成 26 年度を下回らないという考えは持っており、そこはしっかりやっていきたい。

【岸井部会長】 では、資料 2 の P 2 について、現場の意見を頂戴したい。

【片岡委員】 障害児の優先利用を促すために加算をするということであるが、現状の保育園での受け入れはなかなか進まない。加算だけで対応できるのか。もう少し仕組みそのものを変えていかないといけないのではないのか。

【事務局】 各園の障害児の受入れ体制については、事業所側で努力してほしいところではあるが、障害児一人あたりの予算の加算により、困難さが緩和される場所はある。また、障害児を受け入れるなかでの研修の充実も考えている。既に公立保育所で障害児対応をしているところは経験的なノウハウがあるが、新設保育所にはノウハウがないので公的な支援をしていきたい。

【片岡委員】 一人一人に対する加算だけでなく、別途予算をつける必要があると考えている。

【地村委員】 基本的には障害児を受け入れていくということによろしいか。今後、就労要件があれば、医療的ケアが必要な児童も受け入れる体制を取ることとなり、健常児と障害児の差はなくなるのか。健康管理委員会で拒否されるということはないのか。障害児のどこまでが受入可能で、どこまでが厳しいのか、という線引きについては今までと同じ考えか。

【事務局】 医療的なケアまで含めて、必ず受け入れるということは難しいと考えている。

【堀委員】 そのあたりを、今回の新制度で市の基本理念に照らし合わせながらやっていく必要がある。理念では全ての子どもと家庭への支援だと謳っているわけなので、こぼれているところをどう拾い上げるのか。市としてどういう思いと理念で対応していくのかを示す必要がある。

【岸井部会長】 理念に沿った現実的なシステムの問題である。加配といっても、障害児経験者の加配かどうか、研修についても、どういうシステムで現場にフィードバックされるか等を見据えたビジョンが必要である。

【堀委員】 人の確保も研修も大事だが、関係機関との連携も重要である。医療機関や療育センター、児童相談所等とどう連携していくのか、施策間の連携も含めてビジョンの中に示していくことが重要である。

・子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業への公定価格等の考え方について

【岸井部会長】 では、資料 2 の P 3 についての意見をお願いしたい。

【堀委員】 非常に大きな課題と考えているところとして、川崎認定が小規模保育事業に移行した場合に、3 歳児以降の受入れとしてどうしていくのかという点がある。認可保育所が連携施設になれるかというところは難しい状況で、幼稚園が連携施設になれるのかというところはわからない。幼稚園には、新制度に移行するかどうかについては財源的なメリットがあるのかといった問題もある。小規模保育の誘致と同時に 3 歳児以降の連携としてのバックアップシステムが求められており、切れ目のない支援の仕組みをどう作っていくのかが喫緊の課題である。具体的な施策としての中身がわからないと事業者としてどう

動いていいかわからない。時間がない。

【事務局】 現在の川崎認定保育園の小規模保育事業への移行について、移行確認をしていないので、当面3歳児以降の受け入れがどの程度必要になるかを調査する必要がある。

【堀委員】 逆に具体的な施策として示していただかないと事業者としては判断できないと考えている。小規模保育事業の実施要綱等を示していただかない中では採算性も見えないので決められない。やる以上は責任を持って継続して実施したい。

【事務局】 近くに連携できるような施設が存在するかしらないか等の地域差を踏まえると、個別の相談ということになると考えているが、意向調査を基にして、どのように対応できるかをシミュレーションしてみる必要はあると考えている。

【岸井部会長】 意向調査を何回やっても、制度の中身がはっきりしないと、園としてもどう答えていいかわからないのではないかと。それぞれ個別に建学の精神や思いなどがあり、教育理念を持ちながら運営してきた実績を尊重しながら、市としてもっとオープンに対応策を示していくことが重要である。川崎市の子どもたちのためという思いでスタートした部会だったはずだ。数や量の問題に偏ってしまうと残念である。では、資料2のP4の議論に移りたい。

【堀委員】 居宅訪問型保育は、障害児の受け皿にもなりうるが、単独でやっていけるのか。集団生活とのバランスの問題もあり、家族への支援も必要である。医療的ケアについて保護者の支援、専門的機関との連携等を検討する必要がある。しかし、大きな可能性がある。早急に制度設計する必要があるのではないかと。

【事務局】 確かに可能性は十分にあるが、従事者の技術や資格、バックアップ体制等を含めて整理する必要があると考える。

○ 新制度における利用者負担の設定

【岸井部会長】 では、資料2のP5に移りたい。10月の入所申請に間に合うかどうか。幼稚園は間に合うか。

【伊藤委員】 教育と保育の保育量の逆転現象がなくなれば問題ないとする。

【岸井部会長】 逆転については、今後改善するよう国が検討しているとのことである。

・ 子ども・子育て支援新制度における幼稚園への公定価格等の取扱いについて

【岸井部会長】 資料2のP6は参考として見ていただき、P7に移りたい。幼稚園の公定価格等の取扱いについてだが。

【伊藤委員】 まだ公定価格等の取扱いが調整中の段階なので、はっきりしたことは言えない。ただ、全国的に幼保連携型認定こども園に分離していこうとする動きがあるなかで、本市では既存の園がモデルケースとなりうる状況である。今の段階で、現状と違ってしまうと（例えば、同じ人数なのに減算されてしまうなど）、本市の幼保連携型認定こども園への移行がストップしてしまうことになりかねない。十分に配慮していただきたい。幼稚園型認定こども園でも同じことが言える。

・子ども・子育て支援新制度における認定こども園への公定価格等の取扱いについて

- 【岸井部会長】 では、資料2のP8についてご意見をお願いしたい。
- 【奥村委員】 P8は幼稚園から認定こども園への移行についての運営費、補助金についての説明だが、保育園から認定こども園になる場合についても今後示していただきたい。保育士等の資格取得への補助の記載についても、これに幼稚園教諭の資格も含まれるとは思いますが、それが明記されていない。保育園から認定こども園になる場合は経費がかからないと思われがちだが、そうではない。教育・保育と両方を網羅して、保育所型認定こども園が教育機関として認められるために、考えていただきたい。
- 【事務局】 保育士等の資格取得の補助の中に、幼稚園教諭の資格ももちろん含まれる。
- 【長南委員】 認定こども園とは、単に幼稚園と保育園の個別の施設が合わさったものではなく、一本の施設として課題を捉えていただきたい。P8のなかに、「1号は幼稚園の、2号3号は保育所のそれぞれ抱える問題、改善すべき点」という記載があったので気になった。

3 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例のパブリックコメント結果（案）

- 【岸井部会長】 では、資料3の子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例のパブリックコメント結果（案）について、説明をお願いする。

（事務局より、資料3に基づき、子育て支援新制度の施行に伴う関係条例のパブリックコメント結果（案）についての説明がなされた。この内容を8月25日に市長に報告、8月27日に市議会に報告後、公表されるとの説明があった。）

4 その他

（事務局より、子育て支援新制度の施行に伴う「保育の必要性の認定及び利用調整の基準（案）」に対するパブリックコメント実施の中間報告について、8月27日に市議会に報告されるとの説明があった。その後事務局より、参考資料3に基づき、説明がなされた。）

- 【岸井部会長】 その他として、何か意見はあるか。
- 【地村委員】 先日子ども・子育て支援制度の説明会の場において、この会議でとても大切なことをしていると痛感した。来場者によって認識が様々であったが、国が生み出した方向性のなかで皆が保育園に入れると思って期待していたら、加点で順位づけの話が出て、今年もまた保育園に入れないのかなというがっかりした印象である。
- 【岸井部会長】 我々は気を引き締めなければならない。と同時に、市民の方が幻想を抱かないようにする必要がある。
- 【伊藤委員】 一つお願いがある。何となくこのような加算措置が出るだろうということで以前よりは安心できているが、実際に額が出ないと何とも言えない。川崎市では、国の平均の30万8,000円モデルではやれず、ここに不安の原点がある。平成25年度の保護者負担額平均が464,698円と明確に出ており、上乗せ徴収をしない

と経営が成り立たないということを説明していただきたい。

【奥村委員】 施設ごとに設備やサービスも異なるので、上乘せ徴収に関する保護者の説明は個別に明細を明示して施設ごとにすべきではないか。

【伊藤委員】 保護者の収入によって保育料が設定されるのは幼稚園としては初めてであるので、変な誤解を招きたくない。

【岸井部会長】 上乘せについては、幼稚園によって特色のある教育を行っていることを明確にしたうえで説明していくということか。他に意見はないか。

【関委員】 新制度に変わるということで、市民の意識はそこに集中しがちである。該当する人、しない人で持つ感覚も違うだろう。その中で、川崎市として譲れないことを明確にし、批判に対してもしっかりと説明がつくような根拠を出していただきたいと思う。

【閉会】

【岸井部会長】 よろしければ、以上で本日の部会を閉めさせていただく。

【事務局】 本日の議題はこれにて終了した。長時間の討論に感謝する。

以 上